

Q どんな議案なの？

A 市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資するため、条例等に基づく申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通事項を制定しようとするものです。

委員からは、「今、住民票などはコンビニで申請できるようになっているが、この条例は市役所だけが対象になるのか」や、「利便性と再々言われるが、本当に利便性が、この条例によってきちんと網羅されているのか」との質疑があり、執行部からは、「コンビニや郵便局ではマイナンバーカードを使って、住民票の写しなどの申請はすでにできると思うが、逆に市役所の内部が、まだ紙での申請になっているので、その部分をこれから電子申請できるようにし、手続きの簡素化を図りたいと思っている」、「紙での申請もこれまでどおり可能であり、さらに、これから電子申請の方を増やしていこうと思っている」との回答がありました。

委員会での採決の結果は、全会一致で「原案のとおり可決すべきもの」となり、本会議の採決でも「可決」となりました。

特別委員会最終報告

議会・行政改革特別委員会

付託事項

- ① 議会の改革に関すること
- ② 行政改革大綱に関すること



① 議会改革

市議会基本条例に規定されている「市民に開かれた議会」「市民に分かりやすい議会運営」などの視点により、議会のICT化、議員の報酬などに関して協議・検討を行った。

成果

- ・ 議案等議会の資料のインターネットを介しての提供の開始
- ・ 報酬減額期間の延長や長期欠席時の報酬の特例条例の発議
- ・ 本会議、常任委員会、予算決算委員会分科会の笠岡放送の行政チャンネルによる生放送開始
- ・ 議会会派による市議会基本条例の見直し・取組の総合評価
- ・ 今後取り組むべき事項7項目を提案

② 行政改革大綱

執行部が行った行政改革に関する実施状況の確認。

まとめ

議会改革：今後も継続して取り組み、議会が、今以上、市民のために機能していく必要があるとの認識である。

行政改革：執行部が行う行政運営が、効率的かつ効果的に進められているか、議会としてのチェック機能を果たすことが必要である。